

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	インターナショナル・バリュー・アドバイザーズ・エル・エル・シー
【住所又は本店所在地】	米国ニューヨーク州ニューヨーク、フィフス・アベニュー 7 17、10階
【報告義務発生日】	該当事項はありません。
【提出日】	平成25年5月31日
【提出者及び共同保有者の総 数（名）】	該当事項はありません。
【提出形態】	該当事項はありません。
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません。

発行者の名称	テンプホールディングス株式会社
証券コード	2181
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（市場第一部）

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	インターナショナル・バリュー・アドバイザーズ・エル・エル・シー (International Value Advisers, LLC)
住所又は本店所在地	米国ニューヨーク州ニューヨーク、フィフス・アベニュー 7 1 7、1 0 階 (717 Fifth Avenue , 10th Floor, New York, NY 10022)
事務上の連絡先、担当者名及び電話番号	東京都千代田区丸の内 2 - 1 - 1 明治生命館 7 階 ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同 事業法律事務所 弁護士 齋藤 朋子 03(4550)2800

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年4月23日										
訂正前	第2[提出者に関する事項] 1[提出者（大量保有者）/ 1] (7) [保有株券等の取得資金] [取得資金の内訳] <table> <tr> <td>自己資金額（W）（千円）</td><td></td></tr> <tr> <td>借入金額計（X）（千円）</td><td></td></tr> <tr> <td>その他金額計（Y）（千円）</td><td>1,219,358</td></tr> <tr> <td>上記（Y）の内訳</td><td>法第27条の23第3項第2号に基づき保有するものとされる株式の取得資金。但し、上記額の全額は、提出者に対して株式等の投資をするのに必要な権限を授権しているものの自己資金である。</td></tr> <tr> <td>取得資金合計（千円）（W+X+Y）</td><td>1,219,358</td></tr> </table>	自己資金額（W）（千円）		借入金額計（X）（千円）		その他金額計（Y）（千円）	1,219,358	上記（Y）の内訳	法第27条の23第3項第2号に基づき保有するものとされる株式の取得資金。但し、上記額の全額は、提出者に対して株式等の投資をするのに必要な権限を授権しているものの自己資金である。	取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,219,358
自己資金額（W）（千円）											
借入金額計（X）（千円）											
その他金額計（Y）（千円）	1,219,358										
上記（Y）の内訳	法第27条の23第3項第2号に基づき保有するものとされる株式の取得資金。但し、上記額の全額は、提出者に対して株式等の投資をするのに必要な権限を授権しているものの自己資金である。										
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,219,358										
訂正後	第2[提出者に関する事項] 1[提出者（大量保有者）/ 1] (7) [保有株券等の取得資金] [取得資金の内訳] <table> <tr> <td>自己資金額（W）（千円）</td><td></td></tr> <tr> <td>借入金額計（X）（千円）</td><td></td></tr> <tr> <td>その他金額計（Y）（千円）</td><td>5,555,963</td></tr> <tr> <td>上記（Y）の内訳</td><td>法第27条の23第3項第2号に基づき保有するものとされる株式の取得資金。但し、上記額の全額は、提出者に対して株式等の投資をするのに必要な権限を授権しているものの自己資金である。</td></tr> <tr> <td>取得資金合計（千円）（W+X+Y）</td><td>5,555,963</td></tr> </table>	自己資金額（W）（千円）		借入金額計（X）（千円）		その他金額計（Y）（千円）	5,555,963	上記（Y）の内訳	法第27条の23第3項第2号に基づき保有するものとされる株式の取得資金。但し、上記額の全額は、提出者に対して株式等の投資をするのに必要な権限を授権しているものの自己資金である。	取得資金合計（千円）（W+X+Y）	5,555,963
自己資金額（W）（千円）											
借入金額計（X）（千円）											
その他金額計（Y）（千円）	5,555,963										
上記（Y）の内訳	法第27条の23第3項第2号に基づき保有するものとされる株式の取得資金。但し、上記額の全額は、提出者に対して株式等の投資をするのに必要な権限を授権しているものの自己資金である。										
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	5,555,963										